

国民保護の概要

1. 法制度の流れ

平成15年通常国会で成立

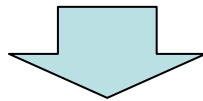
武力攻撃事態対処法

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、

- 武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、手続等基本的事項を定めることにより対処のための態勢を整備
- 武力攻撃事態等への対処に関して必要となる個別の法制の整備に関する方針、項目、検討体制等を明示

・ 自衛隊法の一部改正

・ 安全保障会議設置法の一部改正



平成16年通常国会で成立

武力攻撃事態対処法に定められた基本理念等の枠組みの下、個別の法制を整備

○国民保護法

自衛隊や米軍の行動の円滑化に関する法制

- 米軍行動関連措置法
- 海上輸送規制法
- 自衛隊法一部改正法

交通及び通信の総合的な調整等に関する法制

- 特定公共施設利用法

捕虜の取扱いに関する法制

- 捕虜取扱い法

武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制

- 国際人道法違反処罰法

2. 事態の想定

武力攻撃事態

「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫している」と認められるに至った事態」（事態対処法より）

【想定事態】

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空機による攻撃

（国民の保護に関する基本指針 平成17年3月閣議決定）

緊急対処事態

「武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫している」と認められるに至った事態」（事態対処法より）

【想定事態】

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
（例）・原子力発電所施設への攻撃
・石油コンビナート、都市ガス貯蔵施設の爆破
- ② 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
（例）・大規模集客施設、ターミナル駅の爆破
・新幹線の爆破
- ③ 多数の人が殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
（例）・放射線物質を混入させた爆弾の爆発による放射能の拡散
・市街地への化学剤（サリン等）の大量散布
・生物剤（炭素菌）の航空機による大量散布
・水源地に対する毒素の混入
- ④ 爆破の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
（例）・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ

3. 国民保護法の概要

国民保護法は、外部からの武力攻撃、大規模なテロ等の事態において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小とすることを目的に、主なものとして次の事項が定められています。

○国・地方公共団体の責務

(1) 国

- ①武力攻撃事態等に備えて、国民保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定める。
- ②地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護のための措置を的確かつ迅速に支援することなど、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

(2) 地方公共団体

- ①国が定める基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

○市の主な役割

(1) 平素の取り組み

- ・ 国民保護計画の作成
- ・ 国民保護協議会の設置 など

(2) 事態が生じた場合

- ①避難に関する措置
 - ・ 避難指示の伝達
 - ・ 避難住民の誘導 など
- ②都道府県との役割分担に基づく救援措置
- ③武力攻撃災害の最小化
 - ・ 消防（消火、被災者の救助等）
 - ・ 応急措置の実施（警戒区域の設定・退避指示等）

(3) その他 ⇒ ・ 復旧 等

○消防の役割

(1) 武力攻撃事態への対処

国民保護法では、消防の消防組織法第1条の規定を武力攻撃事態等にも当てはめたものとなっており、消防が自然災害、武力攻撃事態等の原因の如何に関わらず、火災から国民の生命、身体及び財産を保護し、災害による被害を防除し、及び軽減しなければならないとしています。

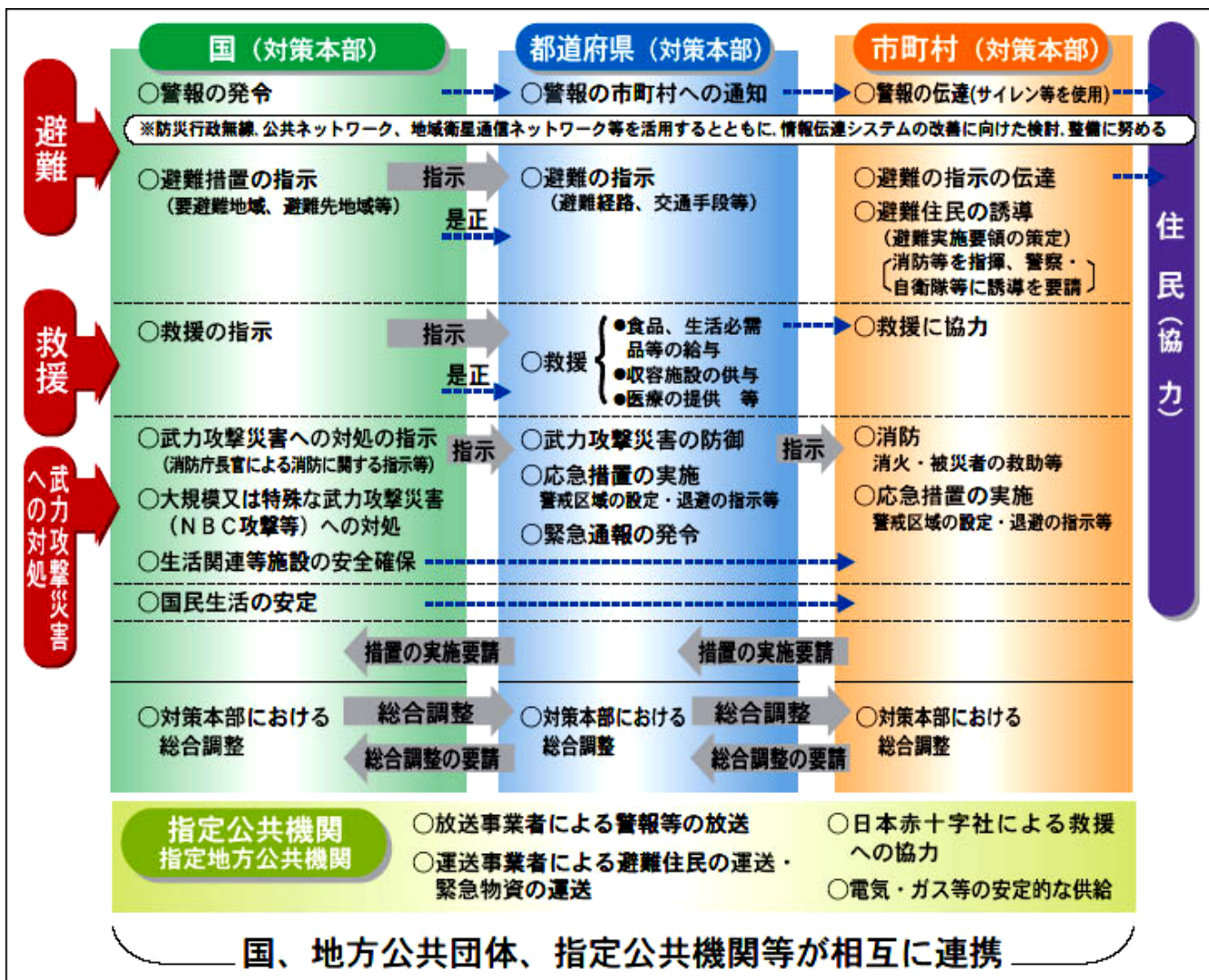
(2) 避難住民の誘導

国民保護法により、消防長及び消防団長は、市町村長の指揮により避難住民の誘導を行います。

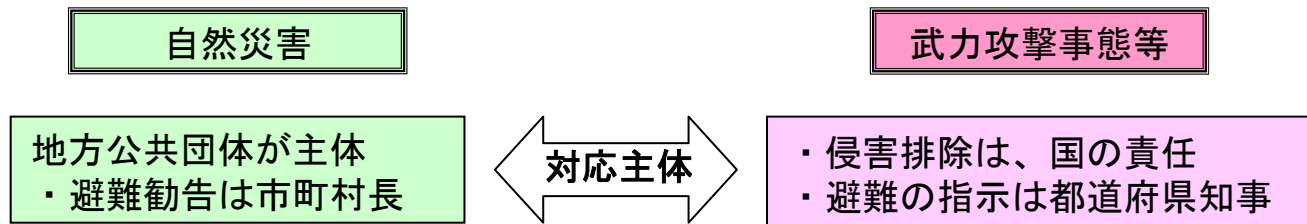
(3) 消防機関の活動に関する安全の確保

国民保護法では、武力攻撃事態等の特殊性から、特に安全確保配慮義務を定めており、消防職員の安全確保には特に注意が払われることになっています。

◇「武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み」【内閣官房ホームページより】



◇防災と国民保護



4. 国民の保護に関する計画の体系等

国民保護計画は、外部からの武力攻撃や大規模なテロ等に備え、国の方針に基づき、的確かつ迅速に住民避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民保護措置を行うことができるよう予め定めるものです。

【体系】

国民保護法

【国】

基本指針

- ・ 国民保護計画及び業務計画の作成の基準
- ・ 想定される武力攻撃事態の類型
- ・ 類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置

【指定行政機関】

国民保護計画

- ・ 内閣総理大臣に協議

【都道府県】

国民保護計画

- ・ 国民保護協議会に諮問
- ・ 内閣総理大臣に協議
- ・ 議会に報告

【指定公共機関】

国民保護業務計画

- ・ 内閣総理大臣に報告

【指定地方行政機関】

- ・ 指定行政機関の国民保護計画において必要な事項を記載

【市町村】

国民保護計画

- ・ 国民保護協議会に諮問
- ・ 都道府県知事に協議
- ・ 議会に報告

【指定地方公共機関】

国民保護業務計画

- ・ 都道府県知事に協議

□市町村国民保護計画に定める事項

- (1) 国民保護措置の総合的な推進
- (2) 市町村が実施する国民保護措置
 - ① 警報の伝達・避難実施要領の策定・関係機関の調整・住民避難に関する措置
 - ② 救援の実施・安否情報の収集及び提供
 - ③ 退避指示・警戒区域の設定・消防・廃棄物処理・被災情報収集
 - ④ 水の安定的供給・その他国民生活安定に関する措置
 - ⑤ 武力攻撃災害の復旧措置
- (3) 訓練・備蓄に関する事項
- (4) 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 他の地方公共団体等との連携に関する事項